

更新履歴：令和2年11月12日更新

申請期限や申請書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」申請マニュアルをご覧ください。

項番	分類	質問内容	回答
1	共通	「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」と「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の違いは何か。	在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの影響による休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」に加えて「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」を設定しています。
2	共通	「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」については、慰労金の対象とはなるが、慰労金以外の事業（かかり増し経費支援、在宅サービス事業所による利用者への再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成）の対象にはならないということでしょうか。	お見込みのとおり慰労金のみが対象となります。
3	共通	医療みなしの事業所も対象となるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合には、介護事業所としての申請が可能となります。なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いは禁止されています。
4	共通	支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれているが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいのか。	対象として含まれます。 「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併給については、専ら「共用型デイ」として使用するもののかかり増し経費がある場合は、認知症対応型共同生活介護の補助に併せて申請が可能です。
5	共通	対象期間はいつからいつまでか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに事業を完了し、指定期限までに実績報告書を提出できるものが対象となります。
6	利用者への再開支援への助成事業（対象者）	休止した在宅サービス事業所のみが対象となるのか。	事業所が「休止」したことは要件とはなっておりません。
7	利用者への再開支援への助成事業（対象者）	サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所が対象となるが、この場合の補助金の積算に含まれる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみか。	お見込みのとおりです。

項番	分類	質問内容	回答
8	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	「在宅サービスの利用休止中の利用者」についての事実関係の確認はどのように行えばよいか。	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等で確認することが考えられます。
9	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	1ヶ月の休止の定義について、4月1日以降から1ヶ月が対象か。4月1日時点で1ヶ月利用休止していた場合も含むのか。	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。
10	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していただいていた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となるか。 例1) 4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月超) 例2) 4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、利用再開まで1ヶ月超)	例1は対象となるが、例2については利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。
11	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	「在宅サービスの利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否し、自主的にサービスを休まれている場合と、介護支援専門員等と調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定されるが、いずれの場合にも、本事業の対象となるのか。	いずれの場合も対象となります。
12	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	自主的に休止されている際に、老健に入所した方や医療機関に入院された方などは対象となるのか。	老健や医療機関に入所・入院した場合には、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1ヶ月間の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
13	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連携やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
14	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	「健康状態・生活ぶりの確認」等については、利用者との連絡に要した時間の長短等は問わないものと解してよいか。	利用者との連絡に要した時間の長短は問いません。
15	利用者への再開支援への助成事業(対象者)	「『調整を行った』とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか。	実施要綱に記載のとおり、感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
16	利用者への再開支援への助成事業(支援額)	対象経費の例が記載されていないが、定額補助ということでしょうか。	定額補助となっております。
17	利用者への再開支援への助成事業(支援額)	1利用者につき、「電話による確認」と「訪問による確認」の併給は可能か。	1利用者につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。
18	利用者への再開支援への助成事業(支援額)	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのリハスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、2回(3,000円×2=6,000円)として算定できるか。	同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみ算定となります。
19	利用者への再開支援への助成事業(申請手続き)	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者別に別のサービスのため電話連絡している場合、両方の事業所から申請することはできるのか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。

項番	分類	質問内容	回答
20	利用者への再開支援への助成事業（申請手続き）	「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、利用休止を示す書類を提出する必要があるか。 また、「1回以上電話又は訪問を行った記録」についても提出する必要があるか。	県では、申請様式により確認します。なお、今後、県が現地で関係書類を確認することがありますので、各事業所等においては、必ず整理して、適切に保管してください。
21	環境整備への助成事業（対象経費）	支援対象経費として、空気清浄器も含まれると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
22	環境整備への助成事業（対象経費）	支援対象経費の例に「換気設備」があるが、換気ができるエアコンも対象と考えてよいか。	感染症対策に有効なものであれば特段の商品の限定はありません。
23	環境整備への助成事業（対象経費）	対象経費にタブレット等のICT機器と例示されているが、具体的にパソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、大型テレビ、DVDレコーダー等3密対策を避けるための遠隔会議（リモート等）の環境整備のための電子機器等は支援対象経費となるか。	対象として差し支えありません。
24	環境整備への助成事業（対象経費）	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能か。 例）通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入する。	在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業の対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。
25	環境整備への助成事業（対象経費）	①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」及び②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で重複する物品等を購入することも可能なのか。 例えば、訪問看護事業所がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入した場合、 ①の助成で518千円（支給上限） ②の助成で200千円（支給上限） の計718千円の助成を受けることができる、という解釈でよいか。	①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」は感染症対策を徹底するためのかかり増し経費として、②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで左記のとおり助成を行うことが可能です。
26	環境整備への助成事業（申請手続き）	上限額に達するまで、複数回の申請は可能か。	可能です。
27	環境整備への助成事業（申請手続き）	例えば1つの診療所において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、サービス種別ごとに上限額（通所リハ分200千円＋訪問看護分200千円＋訪問リハ分200千円＝600千円）まで申請できるということか。	併設事業所と同様、左記の取扱で差し支えありません。
28	利用者への再開支援への助成事業（支援額）	複数回連絡を行った場合でも、一利用者につき算定は1回のみなのか。	1事業所・施設における1利用者につき1回まで算定可能です。